

令和5年度

「地域の居場所づくり応援」助成事業



「地域の居場所づくり応援」とは？

猪名川町社会福祉協議会が設置する善意銀行を活用し、年齢や性別、障害の有無に関係なく、住み慣れた地域で、誰もがいきいきと暮らせるよう、地域での見守り活動や交流を目的とした、地域住民が主体となって行う「地域の居場所づくり」を支援する事業です。



申請方法などについて



【助成金額】

- ・ 町内で活動し、概ね1年以上の活動実績がある地域の住民団体、まちづくり協議会、自治会、老人会等、活動拠点が町内にあるボランティアグループ、NPO 法人及びその他社協会長が認める団体等
- ・ 原則、支え合い活動を基盤とした地域（概ね小学校区以下）の住民を対象とし、誰もが参加できる活動
- ・ 活動者及び参加者を含め、概ね5人以上で構成された団体
- ・ 月1回以上、活動場所を確保し、住民同士の交流や関係作りを目的とする活動
- ・ 参加者の限定、趣味活動（手芸や囲碁等）など同一の内容のみで実施していないこと
- ・ 令和5年度猪名川町ふれあい・いきいきサロン開設支援等助成金の交付を受けていないこと
- ・ 参加者は損害保険等に加入すること

【助成金額】

上限20,000円 ※年度内に1回限り（申請団体数により助成額は減額となる場合あり）

【対象経費】

講師謝金・消耗品費・備品購入費・保険料・施設使用料・機材等の賃借料・食材料費等

【受付期間】

令和5年7月1日 ~ 令和5年9月30日

※申請には、「地域の居場所づくり応援」助成金申請書の提出が必要です
詳しい申請方法などは、下記までお問合せください

社会福祉法人 猪名川町社会福祉協議会 担当：小林・平尾

TEL:072-766-1200 FAX:072-766-8511



ちぼら

Instagram始めました！
フォローしてね☆

